令和5年2月10日

**新社会人向け会費割引制度導入のご案内**

前略

会員の皆さまにはいつも昭道館での活動にご理解をいただき、誠にありがとうございます。さて、この度、社会人2年目までの方、及びこれに準ずる方を支援し、より多くの皆さまが合気道に親しんでいただきやすくするため、下記の通り新制度を導入することとなりました。該当されます皆さまが生涯体育として合気道を選んでいただけますよう、会員皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

草々

昭道館館長　成山哲郎

記

対象者 学校教育法第1条に規定されている「学校」を最後に卒業してから2年目までの方

会費 規定の社会人男性・女性会費の70％とします。

（例: 男性9,000円⇒6,300円　女性8,000円⇒5,600円）

実施 令和5年4月分月会費から実施

以上